

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和元年7月9日

（ 照会者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

令和元年7月3日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。また、本件照会文書に対する回答は、回答日から4か月を経過した日まで公開を延期します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者が行おうとする一連の行為は、貸金業法第2条第1項に規定する「金銭の貸付けの媒介」に該当せず、同法第3条第1項に違反せず、また同法第11条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

1. 以下のように、照会者は貸付契約の締結に直接関わる役務を提供するものではない。

- ① 照会者はプラットフォームへの登録情報として、ユーザーの氏名・住所など個人を特定する情報や、融資申込みに必要な具体的な希望融資額等は求めている

ないこと、照会者はウェブページ上でこの会員登録が「融資の申込みを行うものではない」旨を明記していること等を踏まえると、ユーザーによる本サービスへの登録をもって融資申込みを受け付けるものではないと認められる。

- ② また、金融機関が照会者のプラットフォーム上で確認できる情報では、個別のユーザーを認識した融資判断には至らず金融機関からユーザーへの通知は融資判断の連絡ではなく、融資の具体的条件などを含まないローン商品の案内の送付にとどまると認められる。

2. さらに、金融機関の実際の融資審査は、照会者のプラットフォーム外となる当該金融機関ウェブサイトの申し込みページにてユーザー自身が直接入力した情報を基に行うものとされており、照会者はかかる融資審査を含め貸付の契約締結に向けた条件交渉や手続きには一切関与しないと認められる。

したがって、照会者が行おうとする一連の行為について以下を総合的に判断すると、金銭の貸借の媒介に至らない行為と認められ、貸金業法第2条第1項には該当しないものとする。

ただし、金銭消費貸借契約の成立に尽力する実態が認められるなど、実質的には金銭の貸借の媒介と認められる特段の事情がある場合には、この限りではない。

以上